

第54期

令和元年度第1回滋賀地方最低賃金審議会

議事録

(令和元年7月8日)

滋賀地方最低賃金審議会

第 54 期 令和元年度 第 1 回滋賀地方最低賃金審議会

|      |  |
|------|--|
| 開催日時 | 7月8日(月)14時00分～15時5分  |
| 開催場所 | 滋賀労働局 共用会議室  |
| 出席状況 | 公益代表委員 4人(定数5人)<br>労働者代表委員 5人(定数5人)<br>使用者代表委員 5人(定数5人)<br>事務局 6人  |
| 出席者  | 公益代表委員 石井利江子 佐野洋史<br>中 睦 平井建志<br>労働者代表委員 相澤三千代 池内正博 大江彰宏<br>中村猛利 吉田 守<br>使用者代表委員 石井 太 石田秀幸 楠亀博美<br>中村宏幸 西田保夫<br>事務局 石坂労働局長、足立労働基準部長、<br>米村監督課長、高津賃金室長、<br>辰巳室長補佐、吉川賃金指導官 |
| 主要議題 | 滋賀地方最低賃金審議会会長及び会長代理について<br>滋賀地方最低賃金審議会の公開について<br>滋賀県最低賃金の改定決定について(諮問)<br>滋賀県最低賃金専門部会の設置について<br>滋賀地方最低賃金審議会特別検討小委員会の設置について<br>実地視察について<br>その他                             |
| 議事録  | 別紙のとおり   |

〔開会〕

○事務局（室長）

私は、この4月に人事異動により事務局を預からせていただくことになりました滋賀労働局賃金室長の高津と申します。

どうぞよろしくお願いいたします。

それではただ今から、平成元年度 第 54 期 第 1 回滋賀地方最低賃金審議会を開催いたします。

本日の審議会は、第 54 期の委員改選後初めての会議でございますので、会長が選出されるまでの間、事務局の方で進行を務めさせていただきます。

まず、本日の委員の皆様の出席状況ですが、定数 15 名のところ、公益代表委員 4 名、労働者代表委員 5 名、使用者代表委員 5 名の 14 名の出席をいただいております。公益代表委員の片山委員におかれましては、都合により欠席されておられます。

従いまして、最低賃金審議会令第 5 条第 2 項の規定によりまして、3分の2以上の出席をいただいておりますので、本審議会が有効に成立していることを、ご報告申し上げます。

また、前年度第 6 回審議会にて議決されておりますとおり、本審議会は滋賀地方最低賃金審議会運営規程第 6 条第 1 項の規定により公開とし、傍聴の申込みを受け付けておりましたところ、傍聴を希望される方が 4 名おられましたので、本日、傍聴していただいておりますことを報告させていただきます。

それでは、初めに滋賀労働局長よりご挨拶申し上げます。

○事務局（局長）

令和元年度の第 1 回滋賀地方最低賃金審議会の開催に当たりましてご挨拶申し上げます。

委員の皆様におかれましては、何かとご多用のところ、令和元年度第 1 回滋賀地方最低賃金審議会にご参集を賜り、誠にありがとうございます。

また、委員の皆様におかれましては、第 54 期滋賀地方最低賃金審議会の委員としてご就任いただきましたことに、厚く御礼申し上げます。

我が国の経済情勢を見ますと、5月の月例経済報告におきまして、景気は輸出や生産の弱さが続いているものの緩やかに回復しており、先行きについては当面弱さが残るものの雇用、所得環境の改善が続く中で緩やかな回復が続くことが期待されるとの判断が示されております。

雇用情勢は着実に改善し、人手不足感が高い水準となっている。雇用情勢の先行きについては着実に改善していくことが期待されるとの判断が示されております。

一方で、通商問題の動向が世界経済に与える影響、中国経済の先行き、海外経済の動向と施策に関する不確実性等の影響に留意する必要がある、との判断が示されているところでございます。

県内の4月の経済情勢は、平成31年1月と同様に回復しつつあるとされており判断が据え置かれております。また、雇用情勢につきましては、1.3倍台以上の高い有効求人倍率が22か月連続しており、正社員の有効求人倍率は9年2か月連続し前年同月の正社員の有効求人倍率を上回っていること等から、県内の雇用情勢は着実に改善が進んでいると判断しているところでございます。

滋賀県におきましては、近年3年連続して年3%を超える最低賃金の引上げが実施されているところでございますが、内閣府の「経済財政運営と改革の基本方針2019」いわゆる骨太の方針及び「成長戦略実行計画・成長戦略フォローアップ・令和元年度革新的事業活動に関する実行計画」では、最低賃金の水準について「より早期に全国加重平均が1,000円になることを目指す。」との方針が示されたところでございます。

このような中、7月4日、地域別最低賃金額改正の目安につきまして、経済財政運営と改革の基本方針2019等に配慮した調査審議を求めるとして、厚生労働大臣から中央最低賃金審議会に対し諮問が行われたところであり、7月30日までの間に4回の目安に関する小委員会が開催される予定でございます。

滋賀労働局におきましても、後ほど本審議会に、滋賀県最低賃金の改正決定に関する諮問を行うこととしているところでございます。

例年になく厳しい状況の中でご審議いただくこととなりますが、委員の皆様のご配慮をいただき、全会一致によります合意形成が得られますよう、切にお願い申し上げます。

ますます暑さが厳しくなる中、8月初めからご審議をお願いすることとなります。事務局といたしましても、資料の提供や情報の共有など、審議会の円滑な運営に全力で努める所存でございますので、「経済財政運営と改革の基本方針2019」等にご配慮いただいたご審議をいただ

きますことをお願い申し上げましてご挨拶とさせていただきます。

○事務局（室長）

それでは引き続きまして、資料目次の中の資料ナンバー 1「第 54 期滋賀地方最低賃金審議会委員名簿」をご覧くださいませでしょうか。

最低賃金法第 22 条及び最低賃金審議会令第 2 条第 2 項に基づき、代表委員として公労使それぞれ 5 名ずつ任命させていただいております。公益代表委員には交替はありませんでしたが、労働者代表委員に 1 名、使用者代表委員に 2 名の交替があったことをご報告いたします。

第 54 期としては初めての会合ですので、各委員の方から自己紹介をいただき、その後議題に入らせていただきたいと思います。

○公益代表委員

公益代表委員の平井です。どうぞよろしくお願いいたします。

○公益代表委員

公益代表委員の中です。よろしくお願いいたします。

○公益代表委員

公益代表委員の佐野です。よろしくお願いいたします。

○公益代表委員

公益代表委員の石井です。よろしくお願いいたします。

○労働者代表委員

労働者代表でメタルアート労組の吉田です。よろしくお願いいたします。

○労働者代表委員

労働者代表委員で連合滋賀副会長の池内でございます。よろしくお願いいたします。

○労働者代表委員

労働者代表、連合滋賀、中村です。どうぞよろしくお願いいたします。

○労働者代表委員

労働者代表、連合滋賀執行委員大江です。よろしくお願いいたします。

○労働者代表委員

労働者代表、ダイキン工業労働組合で副委員長を仰せつかっています相澤です。よろしくお願いいたします。

○使用者代表委員

使用者代表、滋賀中央信用金庫人事部の楠亀と申します。よろしくお願いいたします。

○使用者代表委員

使用者代表の甲賀高分子石田と申します。よろしくお願いいたします。

○使用者代表委員

使用者代表で滋賀経済産業協会、西田です。よろしくお願いいたします。

○使用者代表委員

使用者代表、湖北工業株式会社石井です。よろしくお願いいたします。

○使用者代表委員

使用者代表、紺藤織物中村です。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（室長）

皆様には、第 54 期滋賀地方最低賃金審議会委員として、令和元年 5 月 1 日から令和 3 年 4 月 30 日までの 2 年間の任期にてお世話になります。どうぞよろしくお願い申し上げます。

次に、事務局のメンバーを紹介させていただきます。

○事務局（局長）

石坂でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（基準部長）

4 月 1 日付けで大分労働局からまいりました足立でございます。よろしくお願いいたします。

○事務局（室長）

改めまして賃金室長の高津でございます。よろしくお願いいたします。

○事務局（室長補佐）

辰巳です。よろしくお願いいたします。

○事務局（指導官）

賃金指導官の吉川です。よろしくお願いいたします。

○事務局（監督課長）

監督課の米村です。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（室長）

今年度はこの事務局で運営させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議題 1「滋賀地方最低賃金審議会会長及び会長代理について」に入りたいと思います。

会長及び会長代理の選出につきましては、最低賃金法第 24 条第 2 項及び第 4 項の規定により、公益を代表する委員の中から選出することになっております。

当審議会におきましては、従来から、公益代表委員の中から推薦をいただいております。今回につきましても、そのような形でよろしいでしょうか。

○各委員

異議なし。

○事務局（室長）

ありがとうございます。ご賛同をいただきましたので、公益代表委員の方からご推薦をお願いいたします。

○公益代表委員

会長及び会長代理につきましては、会長には中委員を、会長代理には平井委員を推薦したいと思います。

○事務局（室長）

ありがとうございます。ただ今、佐野委員から、中委員を会長に、平井委員を会長代理にというご提案がございました。他にございませんでしょうか。

特に無いということでしたら、会長には中委員、会長代理には平井委員でよろしい方は挙手を願います。

ありがとうございます。全委員のご賛同をいただきましたので、中委員を会長、平井委員を会長代理といたします。

それでは、中会長、ご挨拶をお願いいたします。

○会長

ただ今、会長に選任されました中です。よろしく願いいたします。昨年度同様会長を務めさせていただきますが、年々、最低賃金に対する考え方だとか、皆様のご意見とかが厳しくなる中、今年度に関しましては中賃の目安の日程も立て込んでいるということで期日的にもなかなか難しいところだなと思っております。ただ、そのような中でも充実した審議をさせていただいて滋賀県にふさわしい最低賃金を決めていきたいと思っております。

よろしく願いいたします。

○事務局（室長）

ありがとうございました。平井会長代理よりご挨拶をお願いいたします。

○会長代理

平井でございます。昨年度に引き続き会長代理ということで仰せつかりましたので、中会長を補佐して議論に当たっていきたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

○事務局（室長）

それでは、この後の議事進行を中会長にお願いいたします。

○会長

それでは、議題2の「滋賀地方最低賃金審議会の公開について」審議したいと思います。

滋賀地方最低賃金審議会運営規程とそれに基づく審議会の公開・非公開等に関する確認をしたいと思いますので、事務局から説明をお願いします。

○事務局（室長補佐）

それでは、お手元の資料ナンバー2、3ページから。こちらのほうは滋賀地方最低賃金審議会運営規程ということになっております。これの4ページ、規程の第6条をご覧くださいませでしょうか。こちらに、審議会の公開の規定がなされております。会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、会議を非公開にすることができる、とされております。本日開催しております審議会におきましては、昨年度第6回滋賀地方最低賃金審議会におきまして、公開とするという審議結果をいただき、本日公開という形をとっております。

また、昨年度につきましては、異議審、専門部会、小委員会は非公開、その他の本審は公開という形をとっております。今年度の取り扱いにつきましてはご審議いただければと思います。

続きまして、同規程の第7条をご覧くださいませでしょうか。7条におきましては議事録の作成と公開について規定しております。議事録の公開につきましても原則公開、先ほどの会議と同じように条件により非公開とすることができるとされております。こちらにつきましても、審議会と同様、併せて審議いただければと思います。

なお、本年度より審議会の議事録並びに資料、非公開分につきましては議事要旨になりますが、こちらにつきましても滋賀労働局のホームページにて公開するというのを併せてご報告させていただきます。

また、議事録には会長及び会長の指名した委員2名の署名をいただくことになっております。こちらも審議いただければと思います。

○会長

審議会の公開・非公開につきましては、事務局の説明のとおり会議の公開については、昨年度と同様の取扱い、つまり、滋賀地方最低賃金審議会運営規程第6条第1項に規定されてい

る個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合等に該当することから、今後開催します特別検討小委員会それから専門部会及び異議審査は非公開とし、それ以外の本審は公開するというところでよろしいでしょうか。

○各委員

異議なし。

○会長

議事録、議事要旨の公開に関しても同様の理由で非公開部分を設けるということになっておりますが、これも例年どおりでよろしいですか。

○各委員

異議なし。

○会長

議事録の署名人について、公益代表委員に関しては私、中が、労働者側代表委員は中村委員にお願いします。

○労働者代表委員

はい。

○会長

使用者側代表委員は西田委員ということでお願いします。

○使用者代表委員

はい。

○会長

次は、議題3にありますとおり、「滋賀県最低賃金の改正決定について」です。事務局お願いします。

○事務局（室長）

局長から会長に諮問文を手交させていただきます。

【諮問文を手交】

○事務局（局長）

滋賀県最低賃金の改正決定につきまして、貴会の調査審議をお願い申し上げます。

○会長

諮問文の配布をお願いします。

【諮問文写の配布】

ただいま配布された諮問文について、記載されている事項に関する資料に関して、事務局から説明をお願いします。

○事務局（室長補佐）

改めて諮問文の朗読をさせていただきます。お手元の諮問文をご覧くださいでしょうか。

滋労発基 0708 第 1 号 令和元年 7 月 8 日

滋賀地方最低賃金審議会会長 中睦 殿

滋賀労働局長 石坂弘秋

最低賃金の改正決定について（諮問）

最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 12 条の規定に基づき、滋賀県最低賃金（昭和 55 年滋賀労働基準局最低賃金公示第 3 号）の改正決定について、経済財政運営と改革の基本方針 2019（令和元年 6 月 21 日閣議決定）及び成長戦略実行計画・成長戦略フォローアップ・令和元年度革新的事業活動に関する実行計画（同日閣議決定）に配意した、貴会の調査審議をお願いします。

引き続きまして、諮問文に関連します資料についての説明をさせていただきます。

お手元の資料 5 ページ、資料ナンバー 3 をご覧くださいでしょうか。こちらが諮問文にもありました「経済財政運営と改革の基本方針 2019」いわゆる骨太の方針となっております。6 ページに最低賃金に関する記載がございます。

経済成長率の引上げや日本経済全体の生産性の底上げを図りつつ、中小企業・小規模事業者が賃上げしやすい環境整備に積極的に取り組む。生産性向上に意欲をもって取り組む中小企業・小規模事業者に対して、きめ細かな伴走型の支援を粘り強く行っていくことをはじめ、思い切った支援策を講ずるとともに、下請中小企業振興法に基づく振興基準の更なる徹底を含め取引関係の適正化を進め、下請事業者による労務費上昇の取引対価への転嫁の円滑化を図る。

最低賃金については、この 3 年、年率 3 % 程度を目途として引き上げられてきたことを踏まえ、景気や物価動向を見つつ、地域間格差にも配慮しながら、これらの取組とあいまって、より早期に全国加重平均が 1,000 円になることを目指す。あわせて、我が国の賃金水準が他の先進国との比較で低い水準に留まる理由の分析をはじめ、最低賃金の在り方について引き続き検討する、とされております。

同じく資料 11 ページからの資料ナンバー 4、成長戦略実行計画・成長戦略フォローアップ・令和元年度革新的事業活動に関する実行計画となっております。

13 ページ、 に最低賃金の引上げという項目がございます

経済成長率の引上げや日本経済全体の生産性の底上げを図りつつ、中小企業・小規模事業者が賃上げしやすい環境整備に積極的に取り組む。生産性向上に意欲をもって取り組む中小企業・小規模事業者に対して、きめ細かな伴走型の支援を粘り強く行っていくことをはじめ、思い切った支援策を講ずるとともに、下請中小企業振興法に基づく振興基準の更なる徹底を含め取引関係の適正化を進め、下請事業者による労務費上昇の取引対価への転嫁の円滑化を図る。

最低賃金については、この3年、年率3%程度を目途として引き上げられてきたことを踏まえ、景気や物価動向を見つつ、地域間格差にも配慮しながら、これらの取組とあいまって、より早期に全国加重平均が1,000円になることを目指す。あわせて、我が国の賃金水準が他の先進国との比較で低い水準に留まる理由の分析をはじめ、最低賃金の在り方について引き続き検討するとされております。

以上でございます。

○会長

ただ今の事務局の説明について何かございますか。

よろしいですか。

そうでしたら、次に、議題4の「滋賀県最低賃金専門部会の設置について」に入ります。事務局に説明をお願いします。

○事務局（室長補佐）

専門部会の設置について説明させていただきます。

最低賃金法第25条第2項に、最低賃金審議会は、最低賃金の決定又はその改正の決定について調査審議を求められたときは、専門部会を置かなければならないとされております。

また、同条3項にて、労働者を代表する委員、使用者を代表する委員、公益を代表する委員、各同数をもって組織するとされております。

また、最低賃金審議会令第6条第1項に専門部会の委員は9人以内とするとされており、公益代表委員、労働者代表委員、使用者代表委員それぞれ各3名の9名で構成されることとなっております。

労働者代表委員及び使用者代表委員につきましては、最低賃金審議会令第6条第4項により関係労使の推薦を得て労働局長が任命することとなっております。

本日、労使委員の推薦公示を行う予定となっております。

なお、推薦の締切りにつきましては7月22日としております。

○会長

ただ今の事務局から説明に何かご意見・ご質問はございますでしょうか。

○会長

よろしいですか。では次に、議題5の「滋賀地方最低賃金審議会特別検討小委員会の設置について」ですが、これも事務局から説明してください。

○事務局（室長）

当局の審議会におきましては、毎年、「特定（産業別）最低賃金について 特定（産業別）最低賃金の改正決定の必要性の有無について」を検討いただく場として、特別検討小委員会を開催しているところであり、今期においても設置させていただきたいと考えております。

○会長

今年度も特別検討小委員会を設置するということでみなさんよろしいでしょうか。

○各委員

はい。

○会長

設置について異議が無いようですので本年度についても特別検討小委員会を設置させていただきます。次に、特別検討小委員会委員の選出について、協議をしたいと思います。

まず、公益側は、事前に公益代表委員会議を開催させていただきまして、そこにおいて平井委員、佐野委員、私、中を推薦させていただくこととしました。

労使各側は、できましたらこの場で推薦をお願いしたいと思います。

労働者側からいかがでしょうか。

○労働者代表委員

労働者側は池内委員と大江委員と私、中村の3名になります。

○会長

では、使用者側はいかがでしょう。

○使用者代表委員

使用者側は、石井委員、石田委員、私、西田の3名でお願いします。

○会長

そうしましたら再度申し上げますと、公益代表は私、中と平井委員、佐野委員。労働者側代表は中村委員、池内委員、大江委員。使用者側代表は西田委員、石田委員、石井委員の推薦がありました。

以上のメンバーでよろしいでしょうか。

○各委員

異議なし。

○会長

それでは本年度はこのメンバーで進めさせていただきます。

続きまして、議題6「実地視察について」ですが、事務局より説明をお願いします。

○事務局（室長）

実地視察につきましては、委員の皆様には、業種や地域等の実態を直接認識していただき、有効な審議を諮ることを主眼としまして、原則として地域別最低賃金を対象として、各委員の皆様方に作業実態や労働環境等を見ていただくことは、有意義なことと考えております。

つきましては、今年度は7月22日月曜日に実施したいと考えております。

○会長

昨年に引き続き本年度も実地視察を実施するという事でよろしいでしょうか。

○各委員

異議なし。

○会長

委員の皆様方の合意が得られましたので本年度も実地視察を実施することといたします。次に実地視察の具体的な内容についてですが、事務局に一任するという事でよろしいでしょうか。

○各委員

はい。

○会長

ちなみにですが、事務局のほうで予定は立てておられるのでしょうか。

○事務局（室長）

予定を立てておりますので、追って委員の皆様方にはご案内を差し上げたいと考えております。

○会長

事務局においては、必要な準備等お手をかけますが、よろしくをお願いします。詳細については追って各委員に連絡をお願いします。

それでは、議題の最後7「その他」ということですが、事務局から説明をお願いします。

○事務局（室長補佐）

本日お配りしております資料についてご説明させていただきます。

資料ナンバー 1 から 4 につきましては、先ほどご説明しておりますので省略をさせていただきます。

15 ページ、資料ナンバー 5 につきましては、大津財務事務所が四半期ごとに発表しております滋賀県内経済情勢報告になっております。4 月 25 日に発表されたものとなっております。こちらにつきましては、総括判断といたしまして県内経済は回復しつつあるとされております。

続きまして、19 ページ資料ナンバー 6、こちらにつきましても、同じく大津財務事務所が発表しております法人企業景気予測調査 平成 31 年 4 月から 6 月期調査となっております。21 ページに概況となりますが景況としまして全産業の現状判断は下降超、先行きも下降超とされております。

続きまして、27 ページ資料ナンバー 7、こちらにつきましては、滋賀県統計課が毎月発表しております 6 月 21 日に発表された滋賀県鉱工業指数となっております。こちらの概要としまして、生産指数は 2 か月ぶりに低下、出荷指数は 2 か月ぶりに低下、在庫指数は 3 か月ぶりに低下となっております。

続きまして、資料 39 ページ資料ナンバー 8 でございますが、こちらにつきましては、大津市における費目別標準生計費（1 人）の推移となっております。こちらの資料につきましては、滋賀県人事委員会が大津市における最も標準的な生活水準を求めるため、家計調査等に基づき算定されものとなっております。

次に、資料 41 ページ資料ナンバー 9 につきましては、大津市におけます消費者物価指数、令和元年 5 月分となっております。総合指数としまして前月比は 3 か月連続で上昇、前年同月比は 32 か月連続で上昇とされております。

続きまして、資料 51 ページ、2019 年各集計機関別集計状況となっております。こちらにつきましては、各集計機関ごとに発表されました今春季賃上げ回答妥結状況を示しております。連合及び経団連が集計したものをそれぞれ発表のありました資料を基に作成しております。

なお、先日 7 月 5 日付けで連合が発表しておりますが、こちらの資料作成に間に合いませんでしたので 6 月 4 日が最新となっております。

連合が発表しています 6 月 4 日付けの全体計としまして、賃上げ率として 2.08%、金額で 6,043 円。経団連が 4 月 23 日に発表しました大手企業の賃上げ率 2.46%、金額 8,310 円。500 人未満の中小企業は、賃上げ率 1.87%、金額にしまして 4,764 円となっております。この表の

右端に前年度時期の数字を示させていただいております。

次に、資料 53 ページ資料ナンバー11、こちらにつきましては、労働局の職業安定部が先日発表しました令和元年5月分の最近の雇用失業情勢となっております。5月の有効求人倍率につきましては、1.35倍と前月を0.03ポイント下回っており、正社員の有効求人倍率は0.82倍と前年同月を0.04ポイント上回っております。また、5月の新規求人倍率につきましては、1.99倍と前月を0.24ポイント下回っております。

続きまして55ページ資料ナンバー12、こちらにつきましては、滋賀県におきます生活保護の実態となっております。生活保護費が最低賃金を上回るいわゆる逆転現象につきましては、平成26年の最低賃金改正により全ての都道府県において逆転現象は解消されております。今年度につきましても逆転現象は生じないものと見込まれますが、最新のデータに基づいて比較を行うこととしておりますので、その結果につきましては次回の審議会においてお示しさせていただく予定としております。

次に57ページ、59ページにつきましては、生産性向上に向けた中小企業、小規模事業者への支援事業としての業務改善助成金と相談等支援事業の周知広報用のリーフレットとなっております。57ページにつきましては、本年度におきます業務改善助成金の案内のリーフレット。59ページにつきましては、滋賀働き方改革推進支援センターの周知のリーフレットとなっております。働き方改革推進支援センターにつきましては、本年度は滋賀経済産業協会に事業を委託しまして、協会の事務所に支援センターを開設し相談を受け付けております。

なお、本日資料という形ではお配りしておりませんが、例年、審議の場におきまして資料としてお配りしております最低賃金に係る基礎調査結果の資料、いわゆる総括表1、2ですが、本来調査計画におきまして公表するとなっておりますが、これが公表できていないと指摘を受けております。したがって、本年以降こちらの総括表につきましては、全国のものをまとめて厚生労働省のホームページ並びに統計調査の窓口となっております e-stat に公表することとなっております。公表時期につきましては10月以降を予定しております。

私からの説明は以上でございます。

引き続きまして、米村監督課長が説明いたします。

○事務局（米村監督課長）

監督課の米村でございます。

私からは資料ナンバー14、61ページの資料についてご説明させていただきます。最低賃金の履行確保を主眼とする監督指導結果でございまして、(1)のところには、近年の監督実施

状況についてまとめたものを資料としてご提出させていただいております。

監督指導とは管内の労働基準監督署が行います労務調査のことをごさいますて、この実施状況は、毎年滋賀県最低賃金が改正されまして周知のため、一定期間が経過しました翌年の1月から3月までの間に実施した結果になっております。

例年200から300強の事業場に対して監督指導を実施いたしまして、最低賃金に関する違反率は10%強になっているところが現状でございます。直近の数字について申し上げますと、平成31年については341事業場に対して実施をしております、そのうち37の事業場において最低賃金未満の賃金を支払っていたということが確認されておりますので、そうした事業場に対しての是正に向けた指導を行っているという状況でございます。

次に、(2)につきましては、業種別の状況を平成31年のものについてまとめさせていただいております。ご覧いただいている資料のとおり、商業が違反率としては最も高くなっておりまして、次いで接客娯楽業、製造業の順となっております。業種別に見た違反率については、必ずしも例年この順番ではございませんが、上位の業種の傾向としては同一の状況になってございます。

○会長

ここまでの事務局の説明について何かご質問・ご意見はございますでしょうか。

私からひとつ。今、説明いただいた資料ナンバー14の監督指導結果ですが、監督実施事業場数が平成30年は439件とかなり増え、31年に約100件ほど減っていますが、この増減には何か理由があるのですか。

○事務局(監督課長)

これは、改正の金額が50円をまたいだ時に、過去違反が高まる傾向がございました。30年がちょうどその50円またぎの年でございますので、だいたい200から300の数でやっておりますが、この年はそういった観点もございまして増やしたという状況でございます。

○会長

資料ナンバー13、平成31年度業務改善助成金のご案内ということですが、半年位経っていますが、実施状況はどのような具合でしょうか。

○事務局(室長)

この4月以降、申請が2件です。

○会長

例年、賃上げに対して中小企業を支援しないと、ということではいろいろシステムを考えては

いただいているんですが、実施状況を聞いていると疑問に思うところであるんですけど。

パンフレットを配って周知をされているという感じですか。広報の仕方は、

積極的に利用してもらわないと意味がないと思うので。

○事務局（室長）

あらゆる機会を活用いたしまして周知広報には努めております。

○会長

実態としては、平成 31 年度は 2 件だけ。

○事務局（室長）

そうです。

○会長

ほかに何か、ご意見、ご質問はございますか。

○会長

よろしいですか。

そうしましたら、引き続き残りの資料の説明をお願いします。

○事務局（室長）

お手元の資料ナンバー15、63 ページをご覧ください。

左上の表、平成 31 年 8 月と記載された表をご覧ください。赤字の上の方になりますが、10 月 1 日の発効を目指す場合、答申を 8 月 5 日月曜日にいただき、答申要旨の公示を 15 日間行い、異議の申出の受付を行います。締切日は、8 月 20 日火曜日となります。官報持込みは翌日の 8 月 21 日水曜日となります。

次に、資料ナンバー16 をご覧ください。令和元年度滋賀地方最低賃金審議会開催日程案でございます。現段階としましては、7 月中に目安提示がされるであろうということを前提といたしまして、事前にお伺いしております委員の皆様方のご都合と合わせ検討しました結果、資料ナンバー16 として示させていただいております。

8 月 1 日木曜日開催の第 2 回本審で目安の伝達をさせていただいた後、引き続き専門部会を開催、8 月 5 日月曜日まで滋賀県最低賃金の金額審議を専門部会にて進めていただき、8 月 5 日月曜日の第 3 回本審議会において答申をいただきたいと考えておりますが、8 月 7 日水曜日に予備日を設けさせていただいております。

期日までに異議の申出がない場合がございますが、例年ですと異議審は中止となりますが、本年度につきましては、8 月 21 日水曜日には異議がなくとも第 4 回の審議会を開催させてい

ただき、特定（産業別）最低賃金改正の必要性の答申と特定（産業別）最低賃金改正の諮問を予定しております。

なお、第3回本審議会が8月7日水曜日の予備日となりました場合、第4回本審議は8月23日金曜日となります。

また、特別検討小委員会につきましては、8月19日月曜日の午後1時30分から、この滋賀労働局会議室での開催を予定しております。

最後になりますが、中賃の目安の答申日が遅れた場合には、委員の皆様にご連絡をさせていただきます。

事務局からは以上です。

○会長

今、示された日程ですが、1日に第2回の審議会を行い、その午後から専門部会を始め、5日に午前、午後と専門部会を行う。5日の専門部会で結論が出れば、5日の夕方に第3回の審議会を行う。そうすると10月1日に発行するということですね。

○事務局（室長）

はい。

○会長

ただ、8月7日に予備日を設け、そうなった場合は予備日である専門部会終了後第3回の審議会を行うということですね。

○事務局（室長）

はい。

○会長

今、説明のありました日程について、ご意見・ご質問はございますでしょうか。

よろしいですか。

今のところ中賃から7月31日に結論が出るという前提で組んでいる日程です。それが遅れるとなると全体がずれていくということになるんですね。

○事務局（室長）

そういうことになります。

○会長

皆さんいろいろご予定がある中で日程を調整していただいているかと思いますが、現状ではこの日程ということですのでご協力いただくようよろしくお願いします。

事務局から他に何かございますか。

○事務局（室長）

事務局からはございません。

○会長

委員の方からほかに何かございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、本日の会議はこれで終了といたします。

どうもありがとうございました。

〔閉会〕